

令和5年度 奈良県体罰等によらない子育て研修等支援事業実施要領

(目的)

第1条 児童福祉法等が改正され、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化されたことに鑑み、体罰等によらない子育てについて県民が理解を深め、子どもの健やかな育ちを実現する温かい社会づくりを目指すため、市町村や関係団体等が実施する体罰等によらない子育てにかかる研修等（以下「研修等」という。）に対し支援を行う。

(対象者)

第2条 本事業における研修等の主催者は以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内の市町村及び市町村教育委員会
- (2) 法人その他の団体等であって県内で活動するもの

(対象研修等)

第3条 対象となる研修等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県民や子育て関係団体等を対象とした体罰等によらない子育てについて理解の促進を図ることを目的とした研修、講演会、イベント等であること
- (2) 県内で実施される研修等であること
- (3) 政治、宗教又は営利を目的として開催されるものでないこと

(講師)

第4条 講師は、大学の教員その他の子育て支援について助言を行うに足る知見を有すると県が認めた者とする。

(実施期間及び募集期間)

第5条 研修等の実施期間は、令和5年5月1日から令和6年3月15日までとする。

なお、募集期間は令和5年4月17日から令和6年2月29日までとし、随時受け付ける。

ただし、経費が当該年度の予算額に達する見込みとなった時点で、募集の受付を終了する。

(手続き)

第6条 本事業を実施しようとする者は、研修等実施日の2週間前までに令和5年度体罰等によらない子育て研修等支援事業申請書（第1号様式）を女性活躍推進課長あて提出しなければならない。

- 2 女性活躍推進課長は、申請を受けたときは、申請内容を審査の上、事業実施の可否を決定し、令和5年度体罰等によらない子育て研修等支援事業決定通知書（第2号様式）により結果を申請者あて通知する。また、事業実施を可とする場合は、第3号様式により、講師あて依頼を行う。

(実績報告)

第7条 事業実施の決定を受けた者は、研修等実施後2週間以内に令和5年度体罰等によらない子育て研修等支援事業実施報告書（第4号様式）を女性活躍推進課長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 女性活躍推進課長は、申請者から前条による報告書の提出を受けたときは、その内容を確認後、速やかに講師に対して謝金及び旅費を支払うものとする。

2 謝金は講師1人につき26,000円を上限とし、県が別途定めた額とする。旅費の額は、県の旅費規程により算出した額とする。

3 その他、研修等を実施するために必要な経費は、事業実施者が負担する。

(啓発物品等の提供等)

第9条 事業実施者は、県の体罰等によらない子育てにかかる啓発物品等（チラシ、ステッカー及びキーホルダー）の提供を受け、研修等の参加者に対し配布するよう努めなければならない。

なお、啓発物品等の提供は予算の範囲内で行い、在庫がなくなり次第、提供は終了する。

2 事業実施者は、事業を実施するにあたり、県が協力していることを周知するよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は女性活躍推進課長が決定する。